

呉工業高等専門学校受託試験取扱規則

制定 平成16年4月1日
一部改正 平成26年6月6日
一部改正 平成31年3月4日
一部改正 令和元年10月10日

(趣旨)

第1条 呉工業高等専門学校（以下「本校」という。）において外部からの依頼に応じて行う試験、分析、鑑定等（以下「受託試験」という。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第48号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受託試験の委託)

第2条 受託試験を依頼しようとする者は、受託試験申込書（別紙様式）を校長に提出し、その承認を得なければならない。

(受託)

第3条 校長は、前条の規定による申込みがあったときは、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認めた場合に限りこれを受託する。

(受託試験料)

第4条 受託試験料は、別表に定めるものとする。

2 別表に掲げる受託試験について、異なる額の料金を定めようとするとき及び別表に掲げる受託試験以外の受託試験について料金を定めようとするときは、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得るものとする。

(受託試験料の納付時期及び方法)

第5条 第3条の承認を得た者（以下「委託者」という。）は、前条に規定する試験料を、法令又は契約に定めのある場合を除き、試験開始の前に納付するものとし、納付の方法は、銀行振込みによることを原則とする。

2 一旦納付した料金は、受託者の都合により承認を取り消した場合以外は還付しない。

(受託試験結果の通知)

第6条 受託試験が完了したときは、委託者にその結果を通知し、希望があれば別に証明書を交付する。

(試料の処理)

第7条 委託者が提出した試料は、特別の場合を除き、返還しないものとする。

- 2 試料の運送に要する経費は、委託者が負担するものとする。
- 3 本校は、不可抗力により生じた試料の損害に対して、その責を負わない。

附 則 (平成16年4月1日制定)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月6日一部改正)

この規則は、平成26年6月6日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月4日一部改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月10日一部改正)

この規則は、令和元年10月10日から施行し、令和元年10月1日から適用する。